

水質検査項目と基準値（52項目）

令和8年4月1日施行

No.	項目	基準値
1	一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下であること
2	大腸菌	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して 0.003mg/L 以下
4	水銀及びその化合物	水銀の量に関して 0.0005mg/L 以下
5	セレン及びその化合物	セレンの量に関して 0.01mg/L 以下
6	鉛及びその化合物	鉛の量に関して 0.01mg/L 以下
7	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して 0.01mg/L 以下
8	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して 0.02mg/L 以下
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して 0.01mg/L 以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
12	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して 0.8mg/L 以下
13	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して 1.0mg/L 以下
14	四塩化炭素	0.002mg/L 以下

No.	項目	基準値
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
17	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L 以下
21	ベンゼン	0.01mg/L 以下
22	塩素酸	0.6mg/L 以下
23	クロロ酢酸	0.02mg/L 以下
24	クロロホルム	0.06mg/L 以下
25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L 以下
27	臭素酸	0.01mg/L 以下
28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下

水質検査項目と基準値（52項目）

令和8年4月1日施行

No.	項目	基準値
29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下
30	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下
31	ブロモホルム	0.09mg/L 以下
32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下
33	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して 1.0mg/L 以下
34	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して 0.2mg/L 以下
35	鉄及びその化合物	鉄の量に関して 0.3mg/L 以下
36	銅及びその化合物	銅の量に関して 1.0mg/L 以下
37	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して 200mg/L 以下
38	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して 0.05mg/L 以下
39	塩化物イオン	200mg/L 以下
40	カルシウム、マグネシウム等 （硬度）	300mg/L 以下
41	蒸発残留物	500mg/L 以下

No.	項目	基準値
42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下
43	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下
44	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下
45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下
46	フェノール類	フェノールの量に関して 0.005mg/L 以下
47	有機物 （全有機炭素(TOC)の量）	3mg/L 以下
48	pH値	5.8 以上 8.6 以下
49	味	異常でないこと
50	臭気	異常でないこと
51	色度	5度以下
52	濁度	2度以下